

令和6年4月26日  
【法務省・警察庁】

## 【概要書】

### 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告（令和5年）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

#### 《報告書の概要》

- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第31条の規定に基づき、国会に報告するもの。
- 令和5年10月、いわゆるオウム真理教について、8回目となる観察処分の期間更新請求を実施（令和6年1月期間更新決定）。
- また、令和5年中に二度、当該団体と同一性を有する「Aleph」について、再発防止処分を請求（いずれも処分が決定）。
- 令和5年中には、当該団体から三月ごとに定期報告を徴し、団体施設延べ43か所に対して立入検査を実施したほか、観察処分に基づく調査の結果につき、延べ46の関係地方公共団体の長に情報を提供。
- 当該団体は、令和5年末時点で国内に構成員約1,650人（出家した構成員約250人、在家の構成員約1,400人）を擁し、15都道府県下に30か所の拠点施設を確保。

連絡先は省略。